

STOP ポイ捨て あなたのマナーは大丈夫ですか

景観を汚し、やがて水や土壌をも汚染してしまう「ごみのポイ捨て」は不法投棄です。その行為は法律で禁止され、厳しい罰則も設けられています。

皆さん一人一人が不法投棄を減らすよう心掛け、いつまでも美しい環境を守っていきましょう。

※罰則…5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその両方

3つの約束

- ▶自分で出したごみは、自分の家まで持ち帰りましょう
- ▶外でタバコを吸うときは携帯灰皿か吸殻入れが設置してあるところでマナーを守って吸いましょう
- ▶家庭で出るごみのほとんどは市の環境センターで処分できます。ごみの出し方に困ったら環境センター（連絡先：☎3325）に確認しましょう



市内で発見された不法投棄のごみ

問 生活環境課 (☎3328)

保留地販売(宅地分譲)のお知らせ

土地区画整理事業の保留地を販売します。
土地をお探しの方は、下記組合まで連絡ください。



- ◆建築条件なし
- ◆仲介手数料不要
- ◆供給施設 上下水道
- ◆小学校近い (妻木小学校)
- ◆インターチェンジより車で11分



番号	面積		最低処分価格	用途地域	容積率	建蔽率
	上: m ² 下: (坪)	上: 円 / m ² 下: (円 / 坪)				
33	203 (61)	33,500 (111,484)	6,800,500	第二種住居地域	200	60
	298 (90)	32,500 (107,611)				
37	383 (116)	32,200 (106,316)	12,332,600	第二種住居地域	200	60
	245 (74)	31,300 (103,628)				
40-2	225 (68)	34,300 (113,493)	7,717,500	第二種住居地域	200	60
	322 (97)	31,900 (105,895)				
44	273 (83)	32,500 (106,898)	8,872,500	第二種住居地域	200	60

問 土岐市妻木南部土地区画整理組合 (☎058-274-0080) <http://gifutoshi.or.jp>